

平成30年5月31日  
大阪税関業務部

バターミルクに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について（お知らせ）

本年度の初日から4月末日までの期間における関税暫定措置法別表第1の6の8の項に定める物品（以下「バターミルク」といいます。）の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、平成30年6月1日から平成31年3月31日までの期間に輸入されるバターミルクについて、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりましたのでお知らせします。

記

品目（関税暫定措置法別表第1の6の8の項に定める物品）	統計品目番号	関税率	
		特別緊急関税 発動前 (暫定税率又は協定税率)	特別緊急関税 発動後
バターミルク (脂肪分が全重量の1.5%以下のもの)	0403.90-113	29.8% + 92円/kg	39.7% + 224円/kg
	0403.90-118	29.8% + 396円/kg	39.7% + 528円/kg
バターミルク (脂肪分が全重量の1.5%を超え26%以下のもの)	0403.90-123	29.8% + 123円/kg	39.7% + 317円/kg
	0403.90-128	29.8% + 582円/kg	39.7% + 776円/kg
バターミルク (脂肪分が全重量の26%を超えるもの)	0403.90-133	29.8% + 189円/kg	39.7% + 530円/kg
	0403.90-138	29.8% + 1,023円/kg	39.7% + 1,364円/kg

（注1）

関税割当てを受けて輸入される物品及び国家貿易により輸入される物品については、関税暫定措置法第7条の3第2項第1号及び第2号の規定により、特別緊急関税の課税対象外となります。

（注2）

特別緊急関税発動前に本邦に向けて送り出された物品については、関税暫定措置法第7条の3第2項第6号の規定により、特別緊急関税の課税対象外となります。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門  
(06-6576-3313)までお問い合わせください。